

にしかん未来につながる持続可能な農業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市西蒲区農業振興協議会（以下、「協議会」という。）が、農業経営における食品安全、環境保全に加え、経営管理などの視点を取り入れ、外部認証を取得した農業法人のノウハウなどを提供してもらい広く実践し、信頼される生産体制確立を図るため交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 西蒲区内に住所を有する者
- (2) 生産組織の場合は次に掲げる要件を満たすこと
 - ア 西蒲区内に所在地があること
 - イ 代表者の定めがあること
 - ウ 組織及び運営に関する規約が定められていること
 - エ 経理が一元化されている又は組織の口座を設けていること

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 経費及び補助金額は次に掲げるものとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 農業生産工程管理（GAP）認証新規取得に係る経費

GLOBALG.A.P.	補助率1/2 以内	（補助額上限150,000 円）
ASIA GAP	補助率1/2 以内	（補助額上限150,000 円）
JGAP	補助率1/2 以内	（補助額上限150,000 円）
- (2) 農業生産工程管理（GAP）認証更新に係る経費

GLOBALG.A.P.	補助率 1/2 以内	（補助額上限 250,000 円）
ASIA GAP	補助率 1/2 以内	（補助額上限 100,000 円）
JGAP	補助率 2/3 以内	（補助額上限 100,000 円）
- (3) 農業生産工程管理（GAP）指導員資格の新規取得及び更新に係る経費
補助率 1/2 以内 （補助額上限 50,000 円）
- (4) その他会長が認める経費

(対象期間)

第4条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までに新規取得又は更新したものとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会長が定める期日までににしかん未来につながる持続可能な農業推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 補助金の算出にあたっては、算出区分ごとに千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、にしかん未来につながる持続可能な農業推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 申請者は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）第10条第1項に準じて会長の承認を受けようとする場合には、にしかん未来につながる持続可能な農業推進事業変更申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第8条 申請者は、新規取得又は更新が完了したときは、その完了後1ヶ月以内までににしかん未来につながる持続可能な農業推進事業実績報告書（様式第4号）により会長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 会長は、前条の規定による報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、にしかん未来につながる持続可能な農業推進事業補助金額の確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。